

(参考様式第12-1号)
環境保全型農業直接支払交付金用

IPM実践指標（水稲）

No.	管理項目	管理ポイント	チェック欄	項目数
1	水田及びその周辺の管理	農薬の効果向上と水質汚濁防止のため、畦畔の整備・畦塗り等の漏水防止対策を講ずる。		1
		畦畔・農道・休耕田の除草等を行い、越冬害虫を駆除することにより、次年度の発生密度を低下させる。		2
		オモダカ、クログワイ等の多年生雑草について、翌年の発生を抑制するために稲刈り後早期に耕耘する(不耕起栽培を除く)。		3
		土壌診断に基づき、必要な場合にはケイ酸質肥料を施用する。		4
2	健全種子の選定	種子更新は毎年実施し、病原菌に侵されていない健全な籾を使用する。		5
3	健全苗の育成	品種の特性に応じて、適正な播種量、育苗施肥量等を守りつつ健苗育成に努め、病気が発生した苗はすみやかに処分する。		6
4	種子消毒	農薬による種子消毒あるいは温湯消毒を実施するとともに、農薬を使用する場合には、廃液が出にくい剤の選択や適切な廃液処理に努める。		7
5	育苗箱施用	育苗箱施用は、例年の病害虫の発生状況や越冬量等の防除情報を参考に、過剰防除にならないように実施する。		8
6	代かき作業	代かきは丁寧にし、田面をできるだけ均平にする		9
7	移植作業	健全な苗を選抜し、品種に応じた栽植密度、本数を移植する。		10
8	本田の雑草対策	前年の雑草の発生状況に応じて、過剰防除にならないように、適切な除草剤を選定する。		11
		アイガモや機械除草等、除草剤を使用しない耕種的な雑草管理対策を実施する。		12
		水田周辺の環境への影響に十分配慮し、田植え前の除草剤処理は行わない。		13
9	病害虫発生予察情報の確認	病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、防除要否判断の参考とする。		14
10	防除の要否の判断	病害虫防除所等の機関が推奨する要防除水準に基づき防除要否を判断する。防除が必要と判断された場合に、防除を実施する。		15
11	いもち病対策	葉いもちの伝染源をなくすために水田内の取り置き苗は、補植終了後ただちに除去・処分する。		16
		施肥基準等に基づく適切な施肥管理に努め、窒素質肥料の多施用はしない。追肥については、葉色やJAや普及センター等の指導資料の内容を確認して施用する。		17
12	斑点米カメムシ対策	畦畔及び水田周辺の雑草地の除草を適切な時期に行い、斑点米の原因となるカメムシ類の発生や本田への飛込みを減らす。		18
13	土着天敵の確認	化学農薬を本田で使用する場合には、その使用前で最低1回はクモ等の天敵類の生息状況を確認する。		19
14	農薬の使用全般	薬剤散布にあたっては、十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法を検討した上で使用量・散布方法を決定する。		20
		当該病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、飛散しにくい剤型を選択する。		21
		農薬散布を実施する場合には、適切な飛散防止措置を講じた上で使用する。		22
		農薬を使用する場合には、特定の成分のみを繰り返し使用しない。さらに、当該地域で強い薬剤抵抗性の発達が確認されている農薬は当該地域では使用しない。		23
		止水期間の定められている農薬を使用する場合には、農薬毎に定められている止水期間中、落水・かけ流しは行わず、適切な深水管理及びけい畔管理を行う。		24
15	作業日誌	各農作業の実施日、病害虫・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等の栽培管理状況を作業日誌として別途記録する。		25
16	研修会等への参加	普及センターやJA等が開催する病害虫や雑草防除に関連する研修会等に積極的に参加し、最新の防除情報等の入手につとめる。		26